

埼玉県における まん延防止等重点措置等 に基づく協力要請について

令和3年7月8日

1 まん延防止等重点措置の対象区域

- (1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）
 - ・さいたま市及び川口市（令和3年4月16日（金）に指定）
- (2) 措置区域以外
 - ・措置区域を除く、埼玉県全域

2 実施期間

措置区域及び措置区域以外共通

令和3年4月20日（火）から令和3年8月22日（日）まで

ただし、3及び4に掲げる要請内容等は、令和3年7月12日（月）から とする。

措置区域図（令和3年7月12日（月）～令和3年8月22日（日））



3 まん延防止等重点措置等 の内容

(1) 県民に対して

措置区域	措置区域以外
新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「特措法」という） 第31条の6第2項に基づく要請 ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。	特措法第24条第9項に基づく要請 ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
特措法第24条第9項に基づく要請 ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 (飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋(プラス)」認証店の利用を推奨) ・ 県境をまたぐ移動、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えること。 ・ 不要不急の外出・移動の自粛 (医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。) ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛	
その他のお願い ・ 外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること ・ 飲食の際は90分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで(家族の場合や介助者を除く)とし、ホームパーティは自粛すること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 措置区域内での買い物は、できる限り一人で行くこと	

(2) 飲食店に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第31条の6第1項に基づく要請 ○ 飲食店の営業時間の短縮等 【期間】 令和3年7月12日（月）午前0時から 令和3年8月22日（日）午後12時まで 【営業時間】 午前5時から午後8時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、次の条件を満たす場合は、 午前11時から午後7時まで提供可 ◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」について、県の認証を受けること （特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守） ◇酒類提供の人数上限 1人、又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限る。 【対象】 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く。 （感染防止対策の徹底を要請）	特措法第24条第9項に基づく要請 ○ 飲食店の営業時間の短縮等 【期間】 令和3年7月12日（月）午前0時から 令和3年8月22日（日）午後12時まで 【営業時間】 午前5時から午後9時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、次の条件を満たす場合は、 午前11時から午後8時まで提供可 ◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」について、県の認証を受けること （特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守） ◇酒類提供の人数上限 4人以下、又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限る。 【対象】 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く。 （感染防止対策の徹底を要請）

措置区域	措置区域以外
特措法第31条の6第1項に基づく要請 ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 ・ 特措法施行令（以下「令」という）第5条の5に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ	特措法第24条第9項に基づく要請 ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 その他のお願い ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ

特措法第24条第9項に基づく要請 ○ 感染防止対策の徹底 ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。 ○ 長時間の会食自粛 ・ 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう要請すること
--

その他のお願い ○ 飲食店における対策 ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ
--

(3) 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設の一部）に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請 ○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超） ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）、◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） 【営業時間】 午後8時まで （映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで） 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時まで提供可 【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ ◇ 物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)(第7号) ※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など 【営業時間】 午後8時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時まで提供可 【入場整理】 繁忙期の1／2程度の人数を目安とすること	その他のお願い 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超） ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）、◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） 【営業時間】 午後9時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可 【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ ◇ 物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)(第7号) ※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など 【営業時間】 午後9時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可 【入場整理】 繁忙期の1／2程度の人数を目安とすること

◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） 【営業時間】 午後8時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時まで提供可	◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） 【営業時間】 午後9時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可
--	--

措置区域	措置区域以外
その他のお願い ○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下） ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） 【営業時間】 午後8時まで （映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで） 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時まで提供可 【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ	その他のお願い ○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下） ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） 【営業時間】 午後9時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可 【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ

◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）（第7号） ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） 【営業時間】 午後8時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後7時まで提供可	◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）（第7号） ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） 【営業時間】 午後9時まで 【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、午後8時まで提供可
--	--

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請 ○ 感染防止対策の徹底、利用者への周知 - 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること - 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知すること	
その他のお願い ○ カラオケ設備の使用自粛 カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛	

(4) 事業者に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請	
○ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請	
・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること ・ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底	
※ 関係団体に対して、クラスター対策をはじめ従業員等への感染防止対策の徹底などを個別に要請	

その他のお願い
○ 職場等における対策
・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底すること
※ 経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう依頼
・ 可能な限り、県境を越えて業務を行わせないこと ・ 職場・寮における感染防止対策の徹底 ・ 従業員等への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

(5) 催物（イベント等）の開催制限について

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請（措置区域）	
その他のお願い（措置区域以外）	
○ 催物（イベント等）の開催制限	
【人数上限】 5,000人	
【収 容 率】 大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの：収容定員の100% 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の 50% → 人数上限、収容定員に収容率を乗じた人数のいずれか小さい方とする。 （ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。）	
【営業時間】 午後9時まで ただし、措置区域内において、催物（イベント等）開催以外の場合の施設利用は午後8時まで	
【酒類の提供】 終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと） ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守する場合は、 《措置区域：午後7時まで、 措置区域以外：午後8時まで》 提供可	
○ 感染防止対策の徹底	
・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること	

(6) 教育委員会に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第7項に基づく要請	
・ 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請	

(7) 高齢者施設等に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請	
・ 高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき、検査を受検することを要請	

4 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

措置区域	措置区域以外
■ 県主催イベント・行事については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。 ■ 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。 ＜感染防止対策＞ ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。 ・ 宿泊施設の使用 ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等） ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。） ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 ◇ 以下の感染防止対策を徹底する。 ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策 ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底 ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策 ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入 ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に定め、厳守させること ■ 県営公園の夏季プールについては、次の感染防止対策を徹底した上で運営する。 ＜感染防止対策＞ ・ 1日の入場上限を収容人数の50%以下。入場時の行列を回避するため、入場時間を指定したチケットを事前販売 ・ ロッカーの間引きによる十分な間隔の確保、水着着用での来場呼びかけ、シャワーは屋外のみ使用（屋内は休止）など更衣室等での対策の徹底 ・ 家族単位の利用を推奨するほか、プール周りでテント等を設置する区画を指定し、テントごとの間隔を2m以上確保（テント内は同居家族単位又は2人以内） ・ 特定のプールでの人の集中などが生じないよう監視員が指導	